

一般社団法人日本C Pサッカー協会旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本C Pサッカー協会（以下、「本法人」という）の役員、各事業部スタッフ、監督、コーチ等に対する旅費の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支払い)

第2条 本法人の理事・監事、各事業部スタッフ、監督及びコーチ等が本法人主催、共催の各種事業等に出席するため旅行した場合には、当該役員等に対し、旅費を支払う。

2. 役員等以外の者が本法人の依頼に応じ、本法人主催の各種事業等の講師等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支払う。

(旅費の種類)

第3条 旅費とは、交通費、日当、宿泊費であり、全て経済的に安価な順路を利用することとする。

(支給額)

第4条 交通費は、列車、バス、船舶、航空機等を利用した旅行について、その順路に応じ、実費を支給する。

2. 日当は、旅行中の日数に応じ支給し、一日、3,000円以内とする。

3. 宿泊費は、宿泊施設を利用した旅行については、下表に定める宿泊料を限度とし宿泊日数に応じて実費を支給する。ただし、本法人が一括して宿泊契約を結ぶ場合の宿泊費は、本法人が一括して宿泊施設に支払い、旅行者には支払わない。

区 分	宿泊費(1泊)
役員、各事業部スタッフ、監督、コーチ	上限 14,000円
本法人が依頼した講師等	上限 14,000円
その他	上限 12,000円

4. 上記を基準として、執行については、予算額及び事業内容等を勘案し決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正 平成28年10月28日